

兵庫県認証食品ロゴマーク取扱規程

(趣旨)

第1条 兵庫県認証食品ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの規格は、別添の兵庫県認証食品ロゴマーク仕様書によるものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)を、兵庫県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 認証取得者が兵庫県認証食品に表示する場合
- (2) 兵庫県認証食品拡大協議会会員が兵庫県認証食品の生産、流通、消費の拡大を目的に使用する場合
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他、知事が適当と認めた場合

(使用承認)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その使用を承認するものとする。

- (1) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れがある場合
- (2) 兵庫県認証食品のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのある場合
- (4) その他、知事がロゴマークの使用について不適當であると判断した場合

2 前項の承認は、ロゴマーク使用承認書(様式第2号)により承認するものとする。

(使用の条件)

第5条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示による条件に従うこと。
- (2) 兵庫県認証食品ロゴマーク仕様書に定められた色、形等を正しく使用すること。

(承認内容の変更の申請)

第6条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク使用内容変更申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、ロゴマーク使用内容変更承認書(様式第2号)により承認するものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第7条 知事は、ロゴマークの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合においても、知事は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取り扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。